

ラクトフェン(Lactofen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	<pre> Cl +---+---+ +---+---+ O +---+---+ +---+---+ O +---+---+ +---+---+ O +---+---+ +---+---+ CH3 O +---+---+ +---+---+ O +---+---+ +---+---+ CH3 </pre>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジフェニルエーテル系除草剤である。プロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害することにより作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	大豆、らっかせい／広葉雑草										
我が国の登録状況	国内登録はない。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国において大豆、らっかせい、綿実等に、EUにおいて柑橘類、アーモンド等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.0079 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 0.79 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ラクトフェンとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	0.1	幼小児 (1~6歳)	0.3	妊婦	0.1	高齢者 (65歳以上)	0.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	0.1										
幼小児 (1~6歳)	0.3										
妊婦	0.1										
高齢者 (65歳以上)	0.1										
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

ラクトフェン

(別紙1)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.01	0.05		0.01	アメリカ	【<0.01(n=7), <0.01(n=1) (米国)】
らつかせい	0.01	0.01		0.01	アメリカ	【<0.01(n=16)(#)(米国)】
未成熟いんげん		0.05				
えだまめ		0.05				
その他の野菜		0.05				
綿実	0.01	0.01		0.01	アメリカ	【<0.01(n=14)(#)(米国)】
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

答申（案）

（別紙2）

テクトフェン

食品名	残留基準値 ppm
大豆	0.01
らつかせい	0.01
綿実	0.01

フェンチオン(Fenthion)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	$ \begin{array}{c} \text{H}_3\text{CO} \quad \text{S} \\ \quad \quad \quad \backslash \\ \text{H}_3\text{CO}-\text{P}-\text{O}-\text{C}_6\text{H}_3-\text{S}-\text{CH}_3 \\ \quad \quad \quad / \\ \quad \quad \quad \text{CH}_3 \end{array} $										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼを失活させることでシナプスのアセチルコリン濃度を上昇させ、神経の異常興奮を起こさせて殺虫作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲、ばれいしょ等／ウンカ類、カメムシ類										
我が国の登録状況	稲、ばれいしょ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準はかんきつ類果実、オリーブ等に設定されている。 EUにおいてかんきつ類果実、オリーブ等、オーストラリアにおいてうり科野菜、かんきつ類果実等について基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (A D I) 0.0023 mg/kg 体重/day [設定根拠] 4週間 反復投与 (ヒト・経口) 無毒性量 0.07 mg/kg 体重/day 安全係数 30</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フェンチオン並びに代謝物B、C、D、E及びFとする。</p>										
暴露評価	<p>EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>58.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>32.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI比 (%)	国民平均	29.7	幼小児 (1~6歳)	58.3	妊婦	23.8	高齢者 (65歳以上)	32.5
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	29.7										
幼小児 (1~6歳)	58.3										
妊婦	23.8										
高齢者 (65歳以上)	32.5										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日～4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日～5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.05	○	0.05		0.010,0.088(\$)
とうもろこし						
大豆	0.05	0.02	○			<0.012,<0.012
小豆類	0.1	0.02	○			0.013,0.021
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしょ	0.1	0.02	○			0.016,<0.015
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.02	○			<0.028
さとうきび	0.3	0.02	○			<0.014(#),0.052(#)(\\$)
トマト						
ピーマン						
なす						
その他のなす科野菜						
きゅうり(ガーベルを含む。)						
かぼちゃ(スカッシュを含む。)						
しろうり						
すいか						
メロン類果実						
まくわうり						
その他のうり科野菜						
オクラ						
マッシュルーム						
しいたけ						
その他のきのこ類						
みかん				2		
なつみかんの果実全体				2		
レモン	2			2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2			2		
グレープフルーツ	2			2		
ライム	2			2		
その他のかんきつ類果実	2			2		
りんご						
日本なし						
西洋なし						
マルメロ						
びわ						
もも						
ネクタリン	1			5	オーストラリア	[0.6/0.33](オーストラリア)
あんず(アプリコットを含む)	3			5	オーストラリア	[1.3](オーストラリア)
すもも(ブルーンを含む)						
うめ						
おうとう(チェリーを含む)	2			2		
ぶどう						
かき	1			2	オーストラリア	[0.36](オーストラリア)
パナナ						
キウイ	5			5	オーストラリア	[1.51](オーストラリア)
パパイヤ						
アボカド				5	オーストラリア	[0.01](オーストラリア)
パイナップル	0.05					
グアバ						
マンゴー	0.7			5	オーストラリア	[0.30](オーストラリア)
パッションフルーツ						
その他の果実	1			1		
その他のスパイス						

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.6				
豚の筋肉		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.6				
豚の肝臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.6				
豚の腎臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.6				
豚の食用部分		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2				
乳		0.2				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				
魚介類	0.08		申			推:0.071
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	1			1		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のはらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

答申（案）

(別紙2)

フェンチオン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.3
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.05
かんしょ	0.1
やまいも(長いもをいう。)	0.2
さとうきび	0.3
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	2
ネクタリン	1
すもも(ブルーンを含む。)	3
おうとう(チェリーを含む。)	2
かき	1
キウイ	5
アボカド	0.05
マンゴー	0.7
その他の果実 ^{注3)}	1
魚介類	0.08
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	1

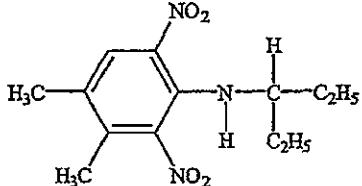
今回基準値を設定するフェンチオンとは、全P=S体【フェンチオン、代謝物B(フェンチオンスルホキシド)及び代謝物C(フェンチオンスルホン)の和】をフェンチオンに換算したもの及び全P=O体【代謝物D(フェンチオンオキソン)、代謝物E(フェンチオンオキソンスルホキシド)及び代謝物F(フェンチオンオキソンスルホン)の和】をフェンチオンに換算したものの和をいう。

注1) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。

注3) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。

ペンドイメタリン(Pendimethalin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及び魚介類への基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>The chemical structure shows a benzene ring with two nitro groups (NO₂) at the 3 and 5 positions. At the 2 position, there is a nitrogen atom bonded to a methyl group (CH₃) and an ethyl group (C₂H₅). The ethyl group is further bonded to a hydrogen atom (H) and another carbon atom, which is also bonded to an ethyl group (C₂H₅).</p>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	ジニトロアニリン系除草剤である。雑草の発芽又は発生時に幼根又は幼芽部に作用し、生長点の細胞分裂及び細胞伸長を阻害することにより、生長を抑制し枯死させる。										
適用作物／適用雑草等	はくさい、ぶどう／一年生雑草等										
我が国の登録状況	はくさい、ぶどう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	国際基準は設定されていない。米国においてソルガム、アルファルファ等に、オーストラリアにおいてごぼう、ほうれんそう、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.12 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・経口) 無毒性量 12.5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ペンディメタリンとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	2.5	幼小児 (1~6歳)	4.7	妊婦	2.1	高齢者 (65歳以上)	2.3
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	2.5										
幼小児 (1~6歳)	4.7										
妊婦	2.1										
高齢者 (65歳以上)	2.3										
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.2	0.2	○			
小麦	0.2	0.2	○			
大麦	0.2	0.2	○			
ライ麦	0.2	0.2	○			
とうもろこし	0.2	0.2	○			
その他の穀類	0.1	0.1	○	0.1	アメリカ	【<0.05(#) (n=4) (ソルガム種子)(米国)】
大豆	0.2	0.2	○			
小豆類	0.05	0.05				
えんどう	0.1	0.1				
そら豆	0.1	0.1				
らっかせい	0.2	0.2	○			
その他の豆類	0.1	0.1				
ばれいしょ	0.2	0.2	○			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	0.2	○			
かんしょ	0.05	0.05				
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			
こんにゃくいも	0.2	0.2	○			
その他のいも類	0.05	0.05				
てんさい	0.05	0.05				
さとうきび	0.1	0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.05	0.05				
かぶ類の根	0.05	0.05				
かぶ類の葉	0.05	0.05				
西洋わさび	0.05	0.05				
クレソン	0.05	0.05				
はくさい	0.2	0.2	○			
キャベツ	0.2	0.2	○			
芽キャベツ	0.2	0.2				
ケール	0.05	0.05				
こまつな	0.05	0.05				
きょうな	0.05	0.05				
チングンサイ	0.05	0.05				
カリフラワー	0.05	0.05	○			
ブロッコリー	0.05	0.05				
その他のあぶらな科野菜	0.05	0.05				
ごぼう		0.05				
サルシフィー		0.05				
アーティチョーク	0.05	0.05				
チコリ	0.05	0.05				
エンダイブ	0.05	0.05				
しゅんぎく	0.05	0.05				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2	0.2	○			
その他のきく科野菜	0.05	0.05	○			
たまねぎ	0.2	0.2	○			
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			
にんにく	0.2	0.2	○			
にら	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
アスパラガス	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
わけぎ	0.05	0.05				
その他のゆり科野菜	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(らっきょう)
にんじん	0.2	0.2	○			
パースニップ		0.05				
パセリ	0.2	0.2	申			0.02,0.03(\$)
その他のせり科野菜	0.2	0.2				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.05	0.05				
なす	0.05	0.05				
その他のなす科野菜	0.05	0.05				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1	0.1	申			<0.01,0.02
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.05				
ほうれんそう		0.05				
未成熟えんどう	0.05	0.05				
未成熟いんげん	0.05	0.05				
えだまめ	0.2	0.2	○			
その他の野菜	0.1	0.08		0.1	アメリカ	【<0.05(#)(n=5)(アルファルファ種子)(米国)】
みかん	0.05	0.05				
なつみかんの果実全体	0.05	0.05				
レモン	0.05	0.05				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	0.05				
グレープフルーツ	0.05	0.05				
ライム	0.05	0.05				
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05				
りんご	0.1	0.1	○			
日本なし	0.1	0.1	○			
西洋なし	0.1	0.1	○			
マルメロ	0.05	0.05				
びわ	0.05	0.05				
もも	0.05	0.05				
ネクタリン	0.05	0.05				
あんず(アプリコットを含む。)	0.05	0.05				
すもも(ブルーンを含む。)	0.05	0.05				
うめ	0.05	0.05				
おうとう(チェリーを含む。)	0.05	0.05				
いちご	0.05	0.05				
ラズベリー	0.05	0.05				
ブラックベリー	0.05	0.05				
ブルーベリー	0.05	0.05				
クランベリー	0.05	0.05				
ハッグルベリー	0.05	0.05				
その他のベリー類果実	0.05	0.05				
ぶどう	0.1	0.1	○			
かき	0.05	0.05				<0.005,0.015(\$)
バナナ	0.05	0.05				
キウイ	0.05	0.05				
パンパイヤ	0.05	0.05				
アボカド	0.05	0.05				
パイナップル	0.05	0.05				
グアバ	0.05	0.05				
マンゴー	0.05	0.05				
パッションフルーツ	0.05	0.05				
なつめやし	0.05	0.05				
その他の果実		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子	0.1	0.1				
ごまの種子	0.05	0.05				
べにばなの種子	0.05	0.05				
綿実	0.1	0.1				
なたね	0.05	0.05				
その他のオイルシード	0.05	0.05				
きんなん	0.05	0.05				
くり	0.05	0.05				
ペカン	0.05	0.05				
アーモンド	0.05	0.05				
くるみ	0.05	0.05				
その他のナッツ類	0.05	0.05				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				
魚介類	0.3	申				推:0.28
ミネラルウォーター類	0.02	0.02	0.02 ^(#)			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

注) WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起こさない濃度を示す。

ベンディメタリン

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.2
小麦	0.2
大麦	0.2
ライ麦	0.2
トウモロコシ	0.2
その他の穀類 ^{注1)}	0.1
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	0.05
えんどう	0.1
そらまめ	0.1
らっかせい	0.2
その他の豆類 ^{注3)}	0.1
ばれいしょ	0.2
さといも類(やつがらしを含む。)	0.2
かんしょ	0.05
やまいも	0.2
こんにゃくいも	0.2
その他のいも類 ^{注4)}	0.05
てんさい	0.05
さとうきび	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む)の葉	0.05
かぶ類の根	0.05
かぶ類の葉	0.05
西洋わさび	0.05
クレソン	0.05
はくさい	0.2
キャベツ	0.2
芽キャベツ	0.2
ケール	0.05
こまつな	0.05
きょうな	0.05
チングンサイ	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.05
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.05
アーティチョーク	0.05
チコリ	0.05
エンダイブ	0.05
しゅんぎく	0.05
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.2
その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.05
たまねぎ	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.2
にら	0.05
アスパラガス	0.05
わけぎ	0.05
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.05
にんじん	0.2
パセリ	0.2
その他のせり科野菜 ^{注8)}	0.2
トマト	0.05
なす	0.05
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.05
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.1
未成熟えんどう	0.05
未成熟いんげん	0.05
えだまめ	0.2
その他の野菜 ^{注10)}	0.1
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	0.05
レモン	0.05
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05
グレープフルーツ	0.05
ライム	0.05
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	0.05

注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2) いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタビア豆、バター豆、ベギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4) 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7) 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注8) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、ベースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注9) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注10) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

りんご	0.1
日本なし	0.1
西洋なし	0.1
マルメロ	0.05
びわ	0.05
もも	0.05
ネクタリン	0.05
あんず(アプリコットを含む。)	0.05
すもも(ブルーンを含む。)	0.05
うめ	0.05
おうとう(チェリーを含む。)	0.05
いちご	0.05
ラズベリー	0.05
ブラックベリー	0.05
ブルーベリー	0.05
クランベリー	0.05
ハックルベリー	0.05
その他のベリー類果実 ^(注12)	0.05
ぶどう	0.1
かき	0.05
バナナ	0.05
キウイ	0.05
パパイヤ	0.05
アボカド	0.05
パインアップル	0.05
グアバ	0.05
マンゴー	0.05
パッションフルーツ	0.05
なつめやし	0.05
ひまわりの種子	0.1
ごまの種子	0.05
べにばなの種子	0.05
綿実	0.1
なたね	0.05
その他のオイルシード ^(注13)	0.05
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.05
アーモンド	0.05
くるみ	0.05
その他のナッツ類 ^(注14)	0.05
魚介類	0.3
ミネラルウォーター類	0.02

注12) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注14) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

ジチアノン(Dithianon)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があり、併せてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	キノン系殺菌剤である。酵素の SH 基と不可逆的に反応して、菌の代謝経路を阻害することによって殺菌作用を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	かんきつ／黒点病、りんご／輪紋病等										
我が国の登録状況	かんきつ、りんご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	とうとう、ホップ等に国際基準が設定されている。米国において仁果類、ぶどう等に、EUにおいてかんきつ類、仁果類等、オーストラリアにおいて果実類、ニュージーランドにおいて仁果類、核果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (A D I) 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ジチアノンとする。										
暴露評価	EDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>21.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1～6 歳)</td> <td>59.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.7</td> </tr> </tbody> </table> EDI:推定一日摂取量(Estimated Daily Intake)		EDI／ADI 比 (%)	国民平均	21.3	幼小児 (1～6 歳)	59.6	妊婦	18.1	高齢者 (65 歳以上)	19.7
	EDI／ADI 比 (%)										
国民平均	21.3										
幼小児 (1～6 歳)	59.6										
妊婦	18.1										
高齢者 (65 歳以上)	19.7										
意見聴取の状況	平成 23 年 5 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3	0.5	○			0.08(\$),0.01
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.5				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.5				
はくさい		0.5				
キャベツ		0.5				
芽キャベツ		0.5				
ケール		0.5				
こまつな		0.5				
きょうな		0.5				
テンゲンサイ		0.5				
カリフラワー		0.5				
ブロッコリー		0.5				
その他のあぶらな科野菜		0.5				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.5				
チコリ		0.5				
エンダイブ		0.5				
しゅんぎく		0.5				
レタス(サラダ菜及びちぢやを含む。)		0.5				
その他のきく科野菜		0.5				
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にら		0.5				
アスパラガス		0.5				
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜		0.5				
にんじん		0.1				
バースニップ		0.1				
バセリ		0.5				
セロリ		0.5				
みつば		0.5				
その他のせり科野菜		0.5				
トマト	0.5	0.5	○			0.20,0.16
ピーマン		0.5				
なす	0.3	0.5	IT			【0.19(とうがらし)(韓国)
その他のなす科野菜		0.5				
きゅうり(ガーリックを含む。)	0.5	0.5	○			0.18,0.13
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.5				
しろうり		0.5				
すいか	0.2	0.2	○			<0.03(#),<0.03(#)
メロン類果実		0.2				
まくわうり		0.2				
その他のうり科野菜		0.5				
ほうれんそう		0.5				
たけのこ		0.1				
しようが		0.1				
その他の野菜		0.5				
みかん	0.3	0.5	○	3		0.09,0.06
なつみかんの果実全体	3	0.5	○	3		1.16,1.48
レモン	5	0.5	○			(かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	0.5	○			(かぼす参照)
グレープフルーツ	5	0.5	○	3		(かぼす参照)
ライム	5	0.5	○	3		(かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	5	0.5	○			0.84(すだち)/2.46(かぼす)
りんご	2	0.5	○	5	2	オーストラリア
日本なし	5	0.5	○	5		【0.90/0.87/0.68(豪州)】
西洋なし	5	0.5	○	5		
マルメロ	5	0.5	○	5		
びわ	5	0.5	○	5		
もも	0.2	0.2	○			0.03,0.05
ネクタリン	5	0.5	○申			1.45,1.84
あんず(アプリコットを含む。)		0.5				
すもも(ブルーンを含む。)		0.5				
うめ	0.5	0.5	○	5		<0.03(#),0.12(#)(%),<0.03(#)
おうとう(チェリーを含む。)	5	0.5				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実	0.05	0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5 0.5	○			<0.01(※),<0.01(※)
ぶどう かき	3 0.5	3 0.5	○ ○	3		0.10,0.14
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー ¹ パッションフルーツ なつめやし		0.5 0.2 0.5 0.5 0.2 0.5 0.5 0.5				
その他の果実	0.3	0.5	○			0.06(\$)/0.04(いちじく)
ホウズキ	100	100		100		
その他のスパイス その他のハーブ	20	2.5 0.5	○			12.3(※),2.64(みかんの果皮)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(※)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(※)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

ジチアノン

食品名	残留基準値 ppm
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.3
はくさい	0.5
トマト	0.5
その他のなす科野菜 ^{注1)}	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
すいか	0.2
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	3
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	5
りんご	2
日本なし	5
西洋なし	5
マルメロ	5
びわ	5
もも	0.2
ネクタリン	5
うめ	0.5
とうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	0.05
ぶどう	3
かき	0.5
その他の果実 ^{注3)}	0.3
ホップ	100
その他のスパイス ^{注4)}	20

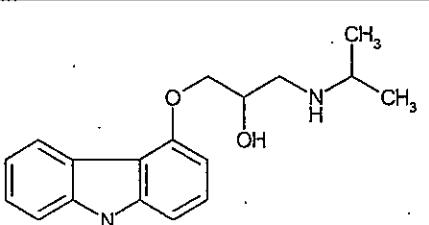
注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、とうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、どうがらし、パブリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

カラゾロール(Carazolol)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛/ストレス抑制、分娩促進等、豚/ストレス抑制										
作用機構	カテコールアミン(アドレナリン及びノルアドレナリン)と構造的に類似し、 β 受容体と可逆的に結合して交感神経を遮断し、高密度飼育によるストレス反応を抑制する。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されていない。										
諸外国の状況	豚に国際基準が設定されている。 EUにおいて牛、豚及び乳に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<u>許容一日摂取量(ADI) 0.1 $\mu\text{g/kg}$ 体重/日</u> [設定根拠] 単回 (ヒト・経口) 無毒性量 0.5 $\mu\text{g/kg}$ 体重/日 安全係数 5										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質:カラゾロール										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="381 1460 1127 1752"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>8.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>23.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量(Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI(%)	国民平均	8.2	幼小児(1~6歳)	23.2	妊婦	8.9	高齢者(65歳以上)	8.0
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	8.2										
幼小児(1~6歳)	23.2										
妊婦	8.9										
高齢者(65歳以上)	8.0										
意見聴取の状況	平成23年2月25日に在京大使館への説明を実施 平成23年3月8日~4月6日パブリックコメントを実施 平成23年3月25日~5月24日WTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

カラゾロール

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	国際基準 ppm	EU ppm
牛の筋肉	0.005	0.005		0.005
豚の筋肉	0.005	0.005	0.005	0.005
他の陸棲哺乳類 ^{*1} に属する動物の筋肉		0.001		
牛の脂肪	0.005	0.005		0.005
豚の脂肪	0.005	0.005	0.005	0.005
他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.001		
牛の肝臓		0.02		0.015
豚の肝臓	0.025	0.025	0.025	0.025
他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.001		
牛の腎臓		0.02		0.015
豚の腎臓	0.025	0.025	0.025	0.025
他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.001		
牛の食用部分 ^{*2}		0.02		
豚の食用部分 ^{*3}	0.025	0.03		
他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.001		
乳	0.001	0.001		0.001
鶏の筋肉		0.001		
他の家きん ^{*4} の筋肉		0.001		
鶏の脂肪		0.001		
他の家きんの脂肪		0.001		
鶏の肝臓		0.001		
他の家きんの肝臓		0.001		
鶏の腎臓		0.001		
他の家きんの腎臓		0.001		
鶏の食用部分		0.001		
他の家きんの食用部分		0.001		
鶏の卵		0.001		
他の家きんの卵		0.001		
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.001		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.001		
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.001		
魚介類(その他の魚類 ^{*5} に限る。)		0.001		
魚介類(貝類に限る。)		0.001		
魚介類(甲殻類に限る。)		0.001		
他の魚介類 ^{*6}		0.001		
はちみつ		0.001		

平成17年11月29日厚生労働省告示499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

* 1:他の陸棲哺乳類とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

* 2:食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

* 3: 豚の食用部分については、肝臓又は腎臓の値を参照した。

* 4: 其他の家きんとは、食用に供される部分のうち、鶏以外のものをいう。

* 5: 其他の魚類とは、魚類のうち、さけ目魚類、うなぎ目魚類及びすずき目魚類以外のものをいう。

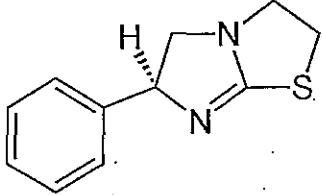
* 6: 其他の魚介類とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

(答申案)

カラゾロール

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.005
豚の筋肉	0.005
牛の脂肪	0.005
豚の脂肪	0.005
豚の肝臓	0.025
豚の腎臓	0.025
豚の食用部分	0.025
乳	0.001

レバミゾール (Levamisole)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した残留基準の見直しを行うもの										
構造式											
適用動物/用途	牛、豚、鶏等/寄生虫駆除剤										
作用機構	寄生虫の体内におけるフマル酸の還元及びコハク酸の酸化を遮断することにより炭水化物代謝を抑制し、駆虫効果を発揮する。										
我が国の承認状況	動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	牛、豚、鶏等に国際基準が設定されている。 米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランドにおいて牛、豚、鶏等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.006mg/kg 体重/日 [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・経口) 無毒性量 1.25mg/kg 体重/日 安全係数 200										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: レバミゾール										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">TMDI/ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td style="text-align: center;">12.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td style="text-align: center;">26.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td style="text-align: center;">14.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td style="text-align: center;">12.3</td> </tr> </tbody> </table> TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI/ADI(%)	国民平均	12.5	幼小児(1~6歳)	26.1	妊婦	14.6	高齢者(65歳以上)	12.3
	TMDI/ADI(%)										
国民平均	12.5										
幼小児(1~6歳)	26.1										
妊婦	14.6										
高齢者(65歳以上)	12.3										
意見聴取の状況	平成23年5月13日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報手続きを予定										
答申案	別紙2のとおり。										

レバミゾール

食品名	基準値(案) ppm	基準値現行 ppm	国際基準 ppm	米国 ppm	豪州 ppm	カナダ ppm	EU ppm	NZ ppm
牛の筋肉	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	0.01
羊の筋肉	0.01	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1	0.01	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。)* の筋肉	0.01* ⁴	0.06			0.1			0.01
牛の脂肪	0.01	0.01	0.01	0.1		0.1	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01	0.01	0.1		0.1	0.01	0.01
羊の脂肪	0.01	0.01	0.01	0.1		0.1	0.01	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。) の脂肪	0.01	0.01						0.01
牛の肝臓	0.1	0.10	0.1	0.1	1	0.1	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.10	0.1	0.1	1	0.1	0.1	0.1
羊の肝臓	0.1	0.10	0.1	0.1	1	0.1	0.1	0.1
他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。) の肝臓	0.1	0.6			1			0.1
牛の腎臓	0.01	0.01	0.01	0.1	1	0.1	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01	0.01	0.1	1	0.1	0.01	0.01
羊の腎臓	0.01	0.01	0.01	0.1	1	0.1	0.01	0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。) の腎臓	0.01	0.5			1			0.01
牛の食用部分* ²	0.1* ⁵	0.3		0.1	1	0.1		0.01
豚の食用部分	0.1	0.3		0.1	1	0.1		0.01
羊の食用部分	0.1	0.3		0.1	1	0.1		0.01
他の陸棲哺乳類に属する動物(羊を除く。) の食用部分	0.1	0.5			1			0.01
乳		0.3			0.3			

鶏の筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
あひるの筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
七面鳥の筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)* ³ の筋肉	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01	0.01				0.01	0.01
あひるの脂肪	0.01	0.01	0.01				0.01	0.01
七面鳥の脂肪	0.01	0.01	0.01				0.01	0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の脂肪	0.01	0.01	0.01				0.01	0.01
鶏の肝臓	0.1	0.10	0.1		0.1		0.1	0.1
あひるの肝臓	0.1	0.10	0.1		0.1		0.1	0.1
七面鳥の肝臓	0.1	0.10	0.1		0.1		0.1	0.1
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の肝臓	0.1	0.1	0.1		0.1		0.1	0.1
鶏の腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
あひるの腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
七面鳥の腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
その他の家きん(あひる及び七面鳥を除く。)の腎臓	0.01	0.01	0.01		0.1		0.01	0.01
鶏の食用部分	0.1	0.06			0.1			0.01
その他の家きんの食用部分	0.1	0.06			0.1			0.01
鶏の卵		1			1			
その他の家きんの卵		1			1			

平成 17 年 11 月 29 日厚生労働省告示 499 号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

* 1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

* 2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

* 3: その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

* 4: コーデックス基準の羊の値を参照した。

* 5: 食用部分については、肝臓の値を参照した。

(答申案)

レバミゾール

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{*1} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{*2}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{*3} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1

* 1: その他の陸棲哺乳類に属する動物とは、陸棲哺乳類のうち、牛及び豚以外のものをいう。

* 2: 食用部分とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

* 3: その他の家きんとは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。